

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和8年4月9日（令和8年（行個）諮問第143号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行個）答申第195号）

事件名：本人の労災に関して特定法人が提出した死傷病報告書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年11月27日付け三労発基1127第4号により三重労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

特定法人からの文書には、特定年月日Bに死傷病報告書を提出した旨が記載されていました（別紙参照（略））。一方で、決定通知書には開示を行わない理由として「取得した事実はなく」との記載もあり、特定法人からの説明内容と相違があります。

この点について事実関係を明確にするため、再調査をお願いしたいと考えております。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和7年11月11日付け（同月14日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求をした。

（2）これに対して、処分庁が、令和7年11月27日付け三労発基1127第4号により、文書不存在による不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和8年1月14日付け（同月15日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 労働者死傷病報告について

労働者死傷病報告は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）100条1項の規定及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）97条1項の規定に基づき、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき、事業者がその事実について、所定の様式による報告書に記入し、それを所轄労働基準監督署長あてに提出するものである。労働基準監督署長は、これにより労働災害の発生状況を把握し、必要に応じて、労働災害が発生した事業場に対して再発防止のための監督指導等を行っている。

(2) 本件対象保有個人情報記録された文書が存在しないことについて

処分庁は、労働者死傷病報告を保有する可能性があるとして、特定署に文書検索を行なわせたところ、当該行政文書は発見されなかった。このため、処分庁は、対象文書を保有していないとして、不開示決定を行った。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁に対して本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったが、文書の保有は認められなかった。

以上より、本件対象保有個人情報記録された文書を保有していないとする処分庁の判断に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原処分は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、処分庁が行った対象文書不存在による不開示決定に対して、「特定法人からの文書には、『特定年月日Bに死傷病報告書を提出した』旨が記載されていた一方で、本件開示請求に係る決定通知書には、開示を行わない理由として『取得した事実はなく』との記載もあり、特定法人からの説明内容と相違がある」旨を主張している。

また、審査請求書の別紙の内容から、審査請求人は、自身の労働災害に関する休業補償給付を特定労働基準監督署に請求するに当たり、特定法人から、審査請求人に係る労働者死傷病報告は「特定年月日B」に提出している旨の報告を受けたことをもって、本件開示請求の開示対象文書となる労働者死傷病報告が存在すると主張しているものと解される。

審査請求人の主張については、上記（2）のとおり、諮問庁にて処分庁において該当する労働者死傷病報告を保有していないことを確認して

おり、本件結論に影響を及ぼすものとは認められない。

4 結論

よって、本件審査請求は、文書不存在により不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和8年4月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年6月25日 | 審議 |
| ④ 同年10月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを事務処理上作成又は取得した事実はなく、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報は、審査請求人の労災に関して、特定法人が特定労働基準監督署に提出した死傷病報告書一式に記録された保有個人情報である。

(2) 諮問庁は上記第3の3(2)において、処分庁が特定労働基準監督署に文書捜索を行わせたところ、本件対象保有個人情報が記録された文書は発見されず、本件審査請求を受け、諮問庁としても、改めて処分庁に確認を行ったが、保有は認められなかった旨説明する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に補足説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおりであった。

ア 審査請求書に添付されている、審査請求人が特定法人からの文書と主張する文書については、審査請求人等が独自に作成した資料と考えられ、当該文書の記載内容が、特定法人から労働者死傷病報告が提出されたことを担保するものではない。

イ 審査請求人に係る労働災害（以下「労災」という。）については、労災申請がされ、既に認定されているが、当該労災に係る労働者死傷病報告は特定法人から提出されていない。

ウ なお、労働者死傷病報告が提出されなくても、労災申請は可能であるが、労災認定を契機として労働者死傷病報告が未提出であることを把握した場合は、労災認定を行った労災部署ではなく、監督部署又は

安衛部署（労働安全衛生法に基づく監督指導権限を有する部署）にて、提出の督促や指導等を行うこととしている。しかし、事業場から一向に提出されない場合は、結果として提出されないままとなる可能性はある（事業場から提出されない場合は、労働安全衛生規則 97 条違反として是正勧告を行う場合がある。）。

エ 労働者死傷病報告が提出されない理由については、典型例として「失念していた」「労災認定されてもなお、事業場としては業務上として認めない」等が挙げられるが、本件に関しては特段の事情は把握していない。

（３）審査請求人の労災に関する特定法人からの労働者死傷病報告が特定労働基準監督署に提出されていないとする上記（２）の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められず、また、本件対象保有個人情報の探索方法等についても、問題があるとは認められない。

したがって、三重労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、三重労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第 3 部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

特定施設において特定年月 A に発生した審査請求人の労災に関して特定法人が特定年月日 B に特定労働基準監督署に提出した死傷病報告書一式